

## 保証債務の付従性 S63-09-2 《#398》

【問】 正誤をつけよ。

主たる債務者の債務承認による時効の更新の効力は、保証人には及ぶが、連帯保証人には及ばない。

【答え】 誤り

### 《ポイント1》 主たる債務者について生じた事由の効力

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人(連帯保証人)に対しても、その効力を生ずる。(民法 457 条 1 項)

⇒ 保証債務の付従性(原則)

### 《ポイント2》 保証人の負担と主たる債務の目的又は態様

主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。(民法 448 条 2 項)

⇒ 付従性の例外